

「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示案」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和4年11月4日

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

令和4年6月23日から令和4年7月22日までの間、「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示案」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも化学物質管理行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和4年6月23日～令和4年7月22日

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）等

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数 4通、14件

3. 寄せられた御意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

【問合せ先】

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

03-35521-8259

「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

改正案

該当箇所：第一の1の(5)、新設。

ア 地方公共団体との連携

指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

御意見番号	御意見	御意見に対する考え方/回答	御意見数
1	基礎的地方公共団体, 包括的地方公共団体 (広域的な地方公共団体) いずれか。	都道府県及び市町村を想定しています。	1
2	地方公共団体の窓口や提供方法はどのように調整され公表されるのか、あるいは事業者の任意で良いか。	本指針改正案は、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有を促すものであり、情報の提供方法や提供先を限定するものではありません。情報が適切に活用されるよう、情報の提供方法や提供先については、事業所における化学物質の取扱いの実態等に即して所在地の地方公共団体とご相談いただければと思います。 なお、国としては具体的な方策検討の際の一助となるよう、化学物質の漏えいによる被害の防止に向けた地方公共団体との連携や平時からの取組の事例等について整理し、今後公表する予定です。	4
3	化学物質管理指針において対象とする化学物質に、既に事故時の措置等を規定する他法令の対象物質を含めるべきではない。また、排出対象についても、各法令の中できちんと議論した上で規定すべき。	本指針は、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取組に当たって留意すべき事項を示したものです。本指針改正案による措置に相当する措置が、関係法令の規定等に基づいて既に行われている場合には、これを重複して行う必要はありません。	2
4	指定化学物質等取扱事業者が、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切に提供するよう努めるべきとする指定化学物質等の管理の状況とは何かを明確にすべき。さらに情報は公知のものに限定すべき。また、どのような時に情報提供するのか明示すべき。	本指針改正案は、災害による指定化学物質等による被害の未然防止の促進を目的として、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有を促すものです。 提供いただく情報としましては、事業所における指定化学物質等取扱事業者が講じる本指針に留意した指定化学物質等の管理の状況等を想定しています。災害による被害の防止に係る平時からの取組は、地域や事業所、化学物質ごとに異なるため、一元的に規定することは適当ではないと考えます。 また、機密情報の公開を求めるものではありません。 なお、国としては具体的な方策検討の際の一助となるよう、化学物質の漏えいによる被害の防止に向けた地方公共団体との連携や平時からの取組の事例等について整理し、今後公表する予定です。	4
5	化学物質管理指針の対象となる指定化学物質を明確化すべき。	本指針における「指定化学物質等」とは、法第3条第1項に規定する第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの及び第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するものを意味します。	1
6	災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するための平時からの必要な措置とは例えばどのようなものか明示すべき。	本指針は、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取組にあたって留意すべき事項を示したものです。災害の発生状況や災害による被害の防止に係る平時からの取組は、地域や事業所、化学物質ごとに異なるものと考えますが、具体的な方策検討の際の一助となるよう、化学物質の漏えいによる被害の防止に向けた地方公共団体との連携や平時からの取組の事例等について整理し、今後公表する予定です。	2